

京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町
発行所 京 都 府
政 策 法 務 課
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入
印刷所 中西印刷株式会社
電 話 (075) 441-3155

目 次

告 示	ページ		
○京都府会計規則第2条第2号の規定による公所を指定した告示等の一部改正 (会計課)	121	○建築士の免許の取消し (建築指導課)	128
○京都府森林の適正な管理に関する条例に基づく要適正管理森林の指定 (丹後広域振興局)	122	○都市計画法に基づく工事完了 ()	〃
○道路の区域変更 (南丹土木事務所)	〃	公安委員会	
○道路の供用開始 ()	123	○京都府公安委員会における情報セキュリティの基本方針に関する規則	〃
○急傾斜地崩壊危険区域の指定 (砂防課)	〃	選挙管理委員会	
○土砂災害警戒区域の指定の解除 ()	〃	○京都府条例の制定又は改廃等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	129
○土砂災害警戒区域の指定 ()	124	○京都府議会の解散等の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の数	〃
○土砂災害特別警戒区域の指定の全部解除等 ()	125	○京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の選挙人名簿に登録されている者の数	〃
○土砂災害特別警戒区域の指定 ()	126	人事委員会	
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定の例による住宅確保要配慮者居住支援法人の支援業務の種別の変更 (住宅政策課)	127	○職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則	130
公 告		○職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則	〃
○林地開発行為に係る事業計画書の縦覧 (山城広域振興局)	〃		

告 示

京都府告示第106号

京都府会計規則第2条第2号の規定による公所を指定した告示等の一部を次のように改正し、令和8年3月16日から施行する。ただし、この告示中地方自治法第171条第4項の規定により会計管理者の事務の一部を再委任した告示(平成28年京都府告示第220号)表府立峰山高等学校出納員の項の改正規定及び府立海洋高等学校出納員の項を削る改正規定は、令和8年3月13日から施行する。

令和8年3月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 京都府会計規則第2条第2号の規定による公所を指定した告示(昭和55年京都府告示第290号)の一部を次のように改正する。

「京都府川端警察署 京都市左京区」を削り、「京都府下鴨警察署」を「京都府左京警察署」に改める。

- 2 京都府会計規則第104条の規定により取扱銀行の店舗名、位置及び引受庁所を定めた告示(昭和60年京都府告示第227号)の一部を次のように改正する。

表同下鴨支店の項中「京都府下鴨警察署」を「京都府左京警察署(京都府左京警察署分庁舎を除く。)」に改め、表

同聖護院支店の項中「京都府川端警察署」を「京都府左京警察署分庁舎」に改める。

- 3 地方自治法第171条第4項の規定により会計管理者の事務の一部を再委任した告示の一部を次のように改正する。
表府立峰山高等学校出納員の項を次のように改める。

府立海洋高等学校出納員	府立海洋高等学校金銭分任出納員	当該校に属する生産製作品の売払いに係る現金の休日（京都府の休日を定める条例（平成元年京都府条例第4号）第1条各号に掲げる日をいう。以下同じ。）における領収（出張領収を命じられた場合における領収を含む。）及び保管並びに休日以外の日における出張領収を命じられた場合における領収
-------------	-----------------	--

表京都府川端警察署出納員の項を削り、同表京都府下鴨警察署出納員の項を次のように改める。

京都府左京警察署出納員	京都府左京警察署金銭分任出納員	違法駐車車両に対して行う移動等の措置に係る現金の領収
	京都府左京警察署分庁舎金銭分任出納員	当該署分庁舎に係る現金の領収及び保管

表府立海洋高等学校出納員の項を削る。



京都府告示第107号

京都府森林の適正な管理に関する条例（平成26年京都府条例第33号）第5条第1項の規定により、要適正管理森林を次のとおり指定する。

令和8年3月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

指定図 次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図は、京都府丹後広域振興局農林商工部森づくり振興課及び京都府農林水産部森の保全推進課に備えておく。）



京都府告示第108号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年3月13日から令和8年3月27日まで縦覧に供する。

令和8年3月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 423号

3 道路の区域

区 間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
亀岡市西別院町笑路刈又2の2から 亀岡市西別院町笑路戸尻16の1を経て 亀岡市曾我部町法貴蛇葬16の5まで	前	m 最小 7.1 最大 31.4	m 1,160.5	現道の供用は従前のとおり
亀岡市西別院町笑路刈又2の2から 亀岡市西別院町笑路戸尻16の1を経て 亀岡市曾我部町法貴蛇葬16の5まで	後	最小 7.1 最大 31.4	1,160.5	
亀岡市西別院町笑路刈又2の2から 亀岡市曾我部町法貴万寿10の1を経て 亀岡市曾我部町法貴蛇葬16の5まで		最小 12.3 最大 115.5	928.7	

- 4 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第109号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

なお、その関係図面は、次の縦覧場所において、令和8年3月13日から令和8年3月27日まで縦覧に供する。

令和8年3月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1(1) 道路の種類 一般国道
- (2) 路線名 423号
- (3) 供用開始の区間及び予定日

区 間	予 定 日
亀岡市西別院町笑路刈又2の2から 亀岡市曾我部町法貴蛇葬16の5まで	令和8年3月15日

- (4) 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課

- 2(1) 道路の種類 府道
- (2) 路線名 柚原向日線
- (3) 供用開始の区間及び予定日

区 間	予 定 日
亀岡市西別院町柚原春瀬15の1から 亀岡市西別院町柚原岩坪11の2まで	令和8年3月16日

- (4) 縦覧場所 京都府南丹土木事務所及び京都府建設交通部道路管理課



京都府告示第111号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、指定した次の土砂災害警戒区域の指定を解除する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和8年3月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

京都府告示第110号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

なお、その関係図面は、京都府建設交通部砂防課及び京都府中丹東土木事務所において縦覧に供する。

令和8年3月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称
小西町急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示

綾部市小西町の区域のうち、次に掲げる1点から9点までを順次結んだ線及び1点と9点を結んだ線によって囲まれた土地の区域

点	北緯	東経
1	35度19分57.7883秒	135度12分27.5111秒
2	35度19分58.8951秒	135度12分27.3280秒
3	35度20分00.0970秒	135度12分27.3523秒
4	35度20分00.3252秒	135度12分28.4868秒
5	35度20分00.3286秒	135度12分29.2578秒
6	35度19分59.6242秒	135度12分29.4899秒
7	35度19分58.8730秒	135度12分29.6635秒
8	35度19分58.5269秒	135度12分29.4312秒
9	35度19分57.8472秒	135度12分29.4897秒

1(1) 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平成22年京都府告示第428号	天引A(ぬ1013)	南丹市園部町天引	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平成25年京都府告示第144号	栄町A(ぬ1039)	〃 〃 栄町地区	〃	〃
平成29年京都府告示第182号	宍人B(ぬ1050-2)	〃 〃 宍人	〃	〃
令和3年京都府告示第636号	小山東町A(ぬ3014)	〃 〃 小山東町	〃	〃
平成27年京都府告示第389号	島1(な1003)	〃 美山町島	〃	土石流
〃	島2(な051)	〃	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府南丹土木事務所

2(1) 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
平成26年京都府告示第401号	脇谷(も019)	宮津市島陰地区	次の図のとおり	土石流
平成22年京都府告示第480号	桃ヶ谷1(も044)	〃 宮村地区	〃	〃
〃	桃ヶ谷2(も044-2)	〃	〃	〃
平成21年京都府告示第381号	柿ヶ成川(も050)	宮津市喜多地区	〃	〃
平成22年京都府告示第480号	林の谷川(も053)	〃 小田地区	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府丹後土木事務所



京都府告示第112号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

令和8年3月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
天引A(ぬ 1013)	南丹市園部町天引	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新堂F(ぬ 1028-2)	〃 〃 新堂	〃	〃
小山西町M(ぬ 1037-5)	〃 〃 小山西町	〃	〃
小山西町N(ぬ 1035-4)	〃 〃 小山西町地区	〃	〃
栄町A(ぬ 1039)	〃 〃 栄町地区	〃	〃
宍人B(ぬ 1050-2)	〃 〃 宍人	〃	〃
小山東町A(ぬ 3014)	〃 〃 小山東町	〃	〃
小山東町L(ぬ 3014-12)	〃	〃	〃
佐々江AH(は 1028-11)	南丹市日吉町佐々江	〃	〃
島1(な 1003)	〃 美山町島	〃	土石流
島2(な 051)	〃	〃	〃
島H(な 2081-6)	〃	〃	急傾斜地の崩壊
島I(な 2081-7)	〃	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府南丹土木事務所

2(1) 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
脇谷(も 019)	宮津市島陰地区	次の図のとおり	土石流
桃ヶ谷2(も 044-2)	〃 宮村地区	〃	〃
柿ヶ成川(も 050)	〃 喜多地区	〃	〃
林の谷川(も 053)	〃 小田地区	〃	〃
須津Q(も 1070-5)	〃 須津地区	〃	急傾斜地の崩壊
須津R(も 1070-6)	〃	〃	〃
須津S(も 1070-7)	〃	〃	〃
須津T(も 1070-8)	〃	〃	〃
須津U(も 1070-9)	〃	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府丹後土木事務所



京都府告示第113号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第8項の規定により、次の土砂災害特別警戒区域の全部又は一部について指定を解除する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

おって、次の縦覧場所においてその図面を閲覧することができる。

令和8年3月13日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
平成 22 年京都府告示第 429 号	天引 A (ぬ 1013)	南丹市園部町天引	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
平成 25 年京都府告示第 145 号	栄町 A (ぬ 1039)	〃 〃 栄町地区	〃	〃	〃
平成 29 年京都府告示第 184 号	宍人 B (ぬ 1050-2)	〃 〃 宍人	〃	〃	〃
令和 3 年京都府告示第 637 号	小山東町 A (ぬ 3014)	〃 〃 小山東町	〃	〃	〃
平成 27 年京都府告示第 390 号	島 1 (な 1003)	〃 美山町島	〃	土石流	〃
〃	島 2 (な 051)	〃	〃	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府南丹土木事務所

(3) 閲覧場所 南丹市役所

2(1) 区域

告示番号	区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
平成 22 年京都府告示第 481 号	桃ヶ谷 1 (も 044)	宮津市宮村地区	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
〃	桃ヶ谷 2 (も 044-2)	〃	〃	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府丹後土木事務所

(3) 閲覧場所 宮津市役所



京都府告示第114号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域に指定する。

なお、「次の図」は、省略し、その図面を次の縦覧場所において縦覧に供する。

おって、次の閲覧場所においてその図面を閲覧することができる。

令和 8 年 3 月 13 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

1(1) 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
小山西町M(ぬ 1037-5)	南丹市園部町小山西町	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小山西町N(ぬ 1035-4)	〃 〃 小山西町地区	〃	〃	〃
小山東町L(ぬ 3014-12)	〃 〃 小山東町	〃	〃	〃
佐々江AH(は 1028-11)	〃 日吉町佐々江	〃	〃	〃
島H(な 2081-6)	〃 美山町島	〃	〃	〃
島I(な 2081-7)	〃	〃	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府南丹土木事務所

(3) 閲覧場所 南丹市役所

2(1) 区域

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
須津Q(も 1070-5)	宮津市須津地区	次の図のとおり	急傾斜の崩壊	次の図のとおり
須津R(も 1070-6)	〃	〃	〃	〃
須津S(も 1070-7)	〃	〃	〃	〃
須津T(も 1070-8)	〃	〃	〃	〃
須津U(も 1070-9)	〃	〃	〃	〃

(2) 縦覧場所 京都府建設交通部砂防課及び京都府丹後土木事務所

(3) 閲覧場所 宮津市役所



京都府告示第115号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第61条第1項の規定の例により、次の住宅確保要配慮者居住支援法人の支援業務の種別の変更を認可した。

令和8年3月13日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1 法人の名称及び所在地
一般社団法人絆
京都市右京区常盤古御所町1番地9
- 2 変更の認可に係る事項
住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第62条第5号に掲げる業務の実施

公 告

京都府林地開発行為の手続に関する条例（平成23年京都府条例第25号）第3条の規定により、林地開発行為に

係る事業計画書の提出があったので、その写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、事業計画書の内容について生活環境の保全の見地から意見を有する地域住民等は、意見書を知事に提出することができる。

令和8年3月13日

京都府知事 西脇 隆俊

- 1 林地開発行為をしようとする者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
株式会社玉井開発
代表取締役 玉井 利武
宇治市広野町西裏30番地1
- 2 林地開発行為の目的
土石の採掘（砂利）
- 3 林地開発行為をしようとする区域
城陽市中山120番27ほか（次の図のとおり）
- 4 林地開発行為をしようとする区域の面積
28.7ヘクタール
- 5 期間
 - (1) 林地開発行為を行う期間
令和8年8月18日から令和11年8月17日まで
 - (2) 林地開発行為が土石の採掘である場合の全体の計

画期間

昭和43年10月29日から令和26年 8 月 17 日まで

- 6 生活環境に影響が生じるおそれの有無
- 7 生活環境に影響が生じるおそれの種類、おそれがある範囲及びおそれを減じるための措置

おそれの種類	おそれがある範囲	おそれを減じるための措置
周辺道路の汚れ	城陽市中地内の一部 (次の図のとおり)	場内の車両出入口に タイヤ洗い場を設置 し、運搬車両の汚れを 除去する。
交通量の増加	〃	交通の混雑及び事故 発生を避けるため、運 搬車両の運転手にチラ シ及びポスターによる 啓発を行い、通行の安 全注意を徹底する。
粉じんの発生	〃	粉じん発生のおそれ のあるときは、場内に 散水を行い、粉じんの 飛散を防止する。
濁水の発生	〃	場内排水を沈砂容量 を確保した防災池に集 水し、泥分を沈下させ た後に場外に排水する。
河川水量の増加	〃	場内排水を防災池に 集水し、好天時に場外 に排水する。

8 縦覧場所

- (1) 京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課
宇治市宇治若森 7 の 6
- (2) 京都府農林水産部森の保全推進課
京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
- (3) 城陽市まちづくり活性部農政課
城陽市寺田東ノ口16、17
- (4) 株式会社玉井開発
宇治市広野町西裏30番地 1

9 縦覧期間

令和 8 年 3 月 13 日 (金) から令和 8 年 4 月 13 日 (月)
まで

10 意見書の提出期間及び提出先

- (1) 提出期間
令和 8 年 3 月 13 日 (金) から令和 8 年 4 月 27 日 (月)
まで
- (2) 提出先
〒611-0021 宇治市宇治若森 7 の 6
京都府山城広域振興局農林商工部森づくり振興課
(「次の図」は、省略し、その図面を 8 の縦覧場所
において縦覧に供する。)

建築士法 (昭和25年法律第202号) 第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和 8 年 3 月 13 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

取消年月日	氏 名	免許の別	登録番号	取消理由
令 8. 3. 4	小野澤 好 則	二級建築士	第7799号	第 1 号該当

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第 1 項に
関する工事が次のとおり完了した。

令和 8 年 3 月 13 日

京都府知事 西 脇 隆 俊

- 1 工事が完了した開発区域に含まれる地域
第 4 工区

福知山市旭が丘142の一部、311、字天田小字樹木
119の 4、129、小字箕腰125の 1 の一部、126の一部、
127の 1 の一部、127の 2 の一部、128の 1 の一部、508
の 1 の一部、508の 3、509の 1、509の 2、510の 1、
510の 2、511、511の 1 の一部、511の 2、511の 3、
512、513の一部、514の 1 の一部
(関連区域)

福知山市旭が丘310の一部、313の一部、字天田小字
樹木119の 6、小字箕腰127の 3 の一部、508の 4、509
の 3、510の 3、市有地

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称

大阪市北区中之島三丁目 3 の 3 中之島ビルディン
グ
東レ建設株式会社
大阪市北区大淀中一丁目 1 の 88
積水ハウス株式会社

公 安 委 員 会

京都府公安委員会における情報セキュリティの基本方
針に関する規則をここに公布する。

令和8年3月13日

京都府公安委員会
委員長 池 坊 由 紀

京都府公安委員会規則第4号

京都府公安委員会における情報セキュリティの基本方針に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、京都府公安委員会（以下「公安委員会」という。）が保有する情報の機密性、完全性及び可用性を維持するため、公安委員会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 機密性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。
- (2) 完全性 情報について、当該情報の処理及び伝送が正確であることをいう。
- (3) 可用性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。
- (4) 情報セキュリティ 機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
- (5) 府警察情報システム 京都府警察が設置する情報システムをいう。
- (6) 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。
 - ア 府警察情報システムに記録された情報（書面に記載された情報であってその内容が府警察情報システムに入力されたものを含む。）
 - イ 府警察情報システムから出力された情報
 - ウ 府警察情報システム以外の電子計算機その他の機器に記録された情報であって公安委員会が取り扱うもの
 - エ 府警察情報システムの設計又は運用管理に関する情報

(管理対象情報の分類)

第3条 管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理されなければならない。

(公安委員会委員の責務)

第4条 公安委員会委員は、府警察情報システム及び管理対象情報を適切に取り扱わなければならない。

(情報セキュリティ対策等)

第5条 公安委員会の運営に関して、府警察情報システムにより情報を取り扱う場合は、この規則に定めるもののほか、京都府警察における情報セキュリティポリシーによるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選 挙 管 理 委 員 会

京都府選挙管理委員会告示第44号

京都府条例の制定又は改廃及び京都府の事務の執行に関する監査の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の50分の1の数は、次のとおりである。

令和8年3月13日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

40,947人

京都府選挙管理委員会告示第45号

京都府議会の解散並びに京都府の知事、副知事、選挙管理委員、監査委員、公安委員会の委員並びに教育委員会の教育長及び委員の解職の請求に要する選挙人名簿に登録されている者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和8年3月13日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

355,916人

京都府選挙管理委員会告示第46号

京都府議会議員の解職の請求に要する各選挙区の名簿に登録されている者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

令和8年3月13日

京都府選挙管理委員会
委員長 多 賀 久 雄

北	区	29,594人
上	京 区	20,648人
左	京 区	40,306人

中 京 区	29,440人
東 山 区	9,068人
山 科 区	35,721人
下 京 区	21,463人
南 区	27,249人
右 京 区	53,011人
西 京 区	39,597人
伏 見 区	72,869人
福 知 山 市	20,406人
舞 鶴 市	20,865人
綾 部 市	8,663人
宇治市及び久世郡	54,086人
宮津市及び与謝郡	10,616人
亀 岡 市	23,942人
城 陽 市	20,689人
向 日 市	15,520人
長岡京市及び乙訓郡	27,107人
八 幡 市	18,869人
京田辺市及び綴喜郡	23,563人
京 丹 後 市	14,082人
南丹市及び船井郡	11,836人
木津川市及び相楽郡	33,240人

人 事 委 員 会

職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 13 日
 京都府人事委員会
 委員長 辻 幸 子

京都府人事委員会規則106—851

職員の特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

職員の特地勤務手当等に関する規則（京都府人事委員会規則 6—34）の一部を次のように改正する。

別表第 2 下鴨警察署久多駐在所の項中「下鴨警察署久多駐在所」を「左京警察署久多駐在所」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 3 月 16 日から施行する。

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 3 月 13 日
 京都府人事委員会
 委員長 辻 幸 子

京都府人事委員会規則106—852

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（京都府人事委員会規則 6—54）の一部を次のように改正する。

別表第 1 公安委員会の警察本部、サイバー対策本部及び市警察部の項中「公安委員会補佐室長」を削り、同表公安委員会の警察署の項中

警察署	東山警察署、中京警察署、下京警察署及び伏見警察署	署長	1 種
		副署長	4 種

を

警察署	中京警察署	署長	1 種
		副署長	3 種
東山警察署、下京警察署及び伏見警察署		署長	1 種
		副署長	4 種

に、「下鴨警察署」を「左京警察署」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 3 月 16 日から施行する。